

海外で診療を受けたとき

海外で病気やけがにより医師にかかっときの費用も、療養費として払い戻しを受けることができます。ただし、その額は日本で保険診療を受けた場合の額を基準として計算されますので、実際に支払った額が全額療養費の支給対象となるわけではありません。

申請をするときは「海外療養費支給申請書」に海外の病院で発行された診療内容明細書、領収明細書、海外に渡航した事実が確認できる書類、保険者が海外の医療機関等に対して受診内容等を照会することに関する同意書を添付し、外国語で記載されているものは、翻訳者の住所・氏名を明記した翻訳文を付けます。

なお、海外にいる被保険者からの療養費の支給申請・給付は原則として事業主を経由して行うことになっており、療養費は海外へ直接送金されずに事業主が代理で受領します。また、支給額の算定に用いる邦貨換算率は、その支給決定日の外国為替換算率（売レート）が用いられます。

○海外療養費の支給申請及び審査等に係る事務の取扱いについて

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tc1870&dataType=1&pageNo=1